



大和事始

二

大和事始
二

13
1908
2



門 43
1908
2

大和事始卷之三目錄

器用門 第七

舟 <small>フネ</small> 一	印 <small>フシ</small> 八	斧 <small>ノコギリ</small> 九	弓 <small>ユミ</small> 十三	鞞 <small>ユキ</small> 十七	盾 <small>タテ</small> 九一	金鼓 <small>キンコ</small> 九八
車 <small>クルマ</small> 二	劍 <small>ツルギ</small> 六	矛 <small>ヤシロ</small> 十	半弓 <small>ハンキウ</small> 十四	鞞 <small>トモ</small> 十八	鎧 <small>ヨロイ</small> 九二	弩 <small>フホキ</small> 九六
曆 <small>ヨミ</small> 三	鐺 <small>カサ</small> 七	槍 <small>ホウ</small> 十一	矢 <small>ヤ</small> 十八	鐵 <small>テツ</small> 十九	旌旗 <small>ハタ</small> 九三	火箭 <small>ヒヤ</small> 九七
漏刻 <small>ロウコク</small> 四	刀 <small>カチ</small> 八	杖 <small>ツヅ</small> 十二	筒 <small>カクラヤ</small> 十六	的 <small>ヤト</small> 二十	馬幟 <small>ウマノシ</small> 九四	鉄炮 <small>テツポウ</small> 九八

口事始卷之三

昭和七年
三月廿四日
小田壽吉氏
長岡五郎
大塚贈

筆 九九	墨 三十	紙 二十一	琴 三十二
箏 三十三	琵琶 三十四	鏡 三十五	櫛 三十六
鬘 三十七	梭 三十八	機 三十九	針 四十 <small>附續麻</small>
笠 四十一	蓑 四十二	席 四十三	席薦 四十四
胡床 四十五	假履 四十六	鞆 四十七	秉炬 四十八
庭燎 四十九	火打袋 五十	槽 五十一	鈎 五十二
籠 五十三	絹 五十四	幣帛 五十五	端出之繩 五十六
碾磴 五十七	水碓 五十八	指南車 五十九	陶器 六十
碁 六十一 <small>スグロク附ヒョウブ</small>	屏風 六十二	竹東 六十三	水泉 六十四

檜 六十又	碑 六十六	佛幡 六十七	蓋 六十八
香爐 六十九	鞍 七十		

寶貨門 第八

三種神寶 七十一	玉 七十二	金 七十三
銀 七十又	銅 七十八	銀錢 七十七
紙錢 七十八	鈔粉 七十九	緋青 八十

大和事始卷之三目錄終

大和事始卷之三

器用門 第七

舟一

舊事記^{クジニキ}。伊特^{イガ}送^{ナギノ}為^{ミヨト}。伊特^{イガ}冊^{ナラ}為^{ミヨト}。多^ト船^ク楪^{イハク}樟^ス
 船^{フネ}と生^{ウミ}外^{ソト}け船^{フネ}と^{フネ}。船^{ヒル}見^コと載^{ノセ}て流^{ナカシ}れ^ナ
 又^{ハナチ}棄^{スツ}とあり。け時^{フネ}始^メて船^{フネ}あり。
 神^{ジンム}武帝^{テイツク}筑^シ造^シり船^{フネ}軍^{イクサ}と起^{ヲコ}して東^{トウ}征^セ
 多^タあり。け時^{フネ}と^{フネ}り船^{フネ}乃^{ヨウ}刃^キ成^ナる^ルに^ナ
 廣^{ヒロ}し。目^メ本^{ホン}紀^キ。景^{ケイ}神^{ジン}と皇^{スウ}皇^{ジン}秋^{アキ}七月^{シツゲツ}朔^{シヤク}日^{ニチ}

張一て曰。船ハ天下此要用なり。今海邊
乃民船カ紀ルルりて甚歩運ム若ビそ
造法出リ令一して船船と造一しめ
よ。冬十月。始て船船と造一しめ
里。是天下り。あぬなく船あり。此始なりん。

車二

海東徳國記リ云。天武壬申十二年。始と
車と造一しめ。

大味暦三

推古天皇十年。百濟國僧觀勒始と暦術
と貢せしむ。未世り行進す。持統天皇
四年。勅して始て元嘉暦と用。以て後
暦と用し。孝謙天皇元年。寶字七年。後
暦と用て。用元大衍暦と用。文徳天皇
衡二年。又紀暦と後周暦と用。後周
貞觀元年。勃海大使高孝慎。勅して宣明暦
と貢。其同二年。宣明暦と頒布す。三代
改。要略。孝謙天皇元年。小治國約十二

年。累次^{トシヤトルキヘ子ニ}甲子^{推古天皇}十二月^{十二年也}戊申^{子ノサカレ}朔と
以て。始々^{コヨミ}曆日^{コヨミ}以用。これと以て見れば。
推古^{スエ}天皇^{コヨミ}乃時より曆日^{コヨミ}用ひたり。

漏刻^{ロウコク}曰

天智^{テンヂ}天皇^{テシ}皇太子^{ホウケシ}をりり。一時始て^{コヨミ}漏刻^{ロウコク}と
始也。

その後^{チウゼツ}中^{コノツキ}後^{ツギ}一^{コノツキ}て^{コノツキ}以^{コノツキ}悉^{コノツキ}傳^{コノツキ}る^{コノツキ}事^{コノツキ}也。
保元^{ホウゲン}二年^{カサ子}十一月^{カサ子}癸未^{カサ子}日^{カサ子}保元^{ホウゲン}と^{カサ子}稱^{カサ子}を^{カサ子}始^{カサ子}せられ

一^{コノツキ}日^{コノツキ}百^{コノツキ}餘^{コノツキ}抄^{コノツキ}より^{コノツキ}なり^{コノツキ}なり。保元^{ホウゲン}後^{コノツキ}白^{コノツキ}河^{コノツキ}院^{コノツキ}の^{コノツキ}年^{コノツキ}號^{コノツキ}

卯^ウ又

文武^{モンム}天皇^{ケイウ}皇太子^{ケイウ}を^{ケイウ}云^{ケイウ}え^{ケイウ}の^{ケイウ}日^{ケイウ}月^{ケイウ}銀^{タン}治^{ヤシ}司^シと^シして

法^{ホウ}師^シの^シ名^シと^シ稱^シす^シ。日^{ニチ}是^{ココロ}法^{ホウ}師^シの^シ名^シと^シ稱^シす^シ。日^{ニチ}是^{ココロ}法^{ホウ}師^シの^シ名^シと^シ稱^シす^シ。

伊^イ井^サ張^{ナギ}弓^{ミヨト}等^{ハカ}等^セら^ラ不^フ乃^ノ十^ト握^{ツカ}劔^ノと^ス後^スて^カ斬^カ遇^グ

劔^{ケン}六

突^ツ智^チ乃^ノ頭^{カウベ}と^{キツ}削^{キツ}て^ニ返^ニと^スす^クあ^ハは^ハ。伊^イ代^{ダイ}
劔^{ケン}乃^ノ起^キ乃^ノ久^ク。垂^ス仁^ニ天^{テン}皇^ウ三^{サン}十九^{ジュウ}年^{ネン}十一月^{イチ}癸^ミ未^ミ日^{ニチ}癸^ミ未^ミ命^{メイ}劔^{ケン}一

千口を化らし目おにえりしなり。人代劔を化しりしなり。

鐔 七

伊弉諾^{イガナギノミコト}を化し朝^{カク}遇^ツ突^チ智^チと切^{キリ}あひし時^{ツルギノトキ}劔^{ツルギ}鐔^{ツバ}より血^ヒ激^シ然^シて神^{カミ}とな^リな^リ。舊^{キム}よりうをい^ハて忍^ニ色^シハ^シ。後^{ノチ}に又^{マタ}そ^ノ来^キ侍^シ事^{コト}久^キし。

刀 八

天照大神^{アマテラス}の御^{ミコト}付^{ツキ}天目^{アメメ}一箇^{ヒトツノ}神^{カミ}刀^{カタチ}と化^カり。舊^{キム}より是^{コノ}を始^{ハジメ}也^{ナリ}。

斧 九

これに天目^{アメメ}一箇^{ヒトツノ}令^{ノリ}乃^ハ化^カり侍^シ事^{コト}久^キし。舊^{キム}より是^{コノ}を始^{ハジメ}也^{ナリ}。

矛 十

伊弉諾^{イガナギノミコト}を化し伊弉册^{イガナミノミコト}乃^ハ獲^ト矛^{ホコ}と化^カり侍^シ事^{コト}久^キし。舊^{キム}より是^{コノ}を始^{ハジメ}也^{ナリ}。

槍 十

中大兄^{ナカオノエノワラジ}皇子^{ミコ}天智^チ天皇^{テンノウ}也^{ナリ}。是^{コノ}槍^ヤと化^カり侍^シ事^{コト}久^キし。舊^{キム}より是^{コノ}を始^{ハジメ}也^{ナリ}。

又二代実深元盛又その系下は槍一百八十
一竿。後槍七十二竿。銃尾槍一百八十竿と記せり。
この内ハはゆくは槍ありけはるや。

今世は兵器乃新刊とす。槍陰ハ捕正
成乃他も所而と云。大平紀ハ入を佐者
合我ハ系下に捕正行の兵士の内。天野
紀と云は作武名柄の長さ一丈許よる
音信傳紙る乃平政ハ川副をりといふ。
乞籓と稱しり。此云よるは所始人。

杖 十二

伊勢保名杖を投り人事あり。舊く乞杖の
始なり。

弓 十三

天照大神 弓彌とあり。弓とありあり。
舊く此云り。是れも其の事なり。
ト部家此説ハ。勅書鳴る天より。是れ
也。天照大神と云ふ。置る
言ハ。此の世にや。昔ハ。小西公

奪人とする此志を人としてされと
ぶたりんきあり。けんは始ありとあり。
あつた河海抄。伊弉諾乃時を
なすあり。乃時を。そのあつたり
あり。人代より。緩請て皇。
弓部稚彦として。弓と矢を。め
ぬ。目本記より。弓部稚彦は。め
めたり。始あり。

半弓 十四

神功皇后乃曰十六年。百廿月。古玉角弓
矢と。目本記より。これ
中。華。佐。夫。た。よ。そ。用。り。而。れ。弓。部。稚。彦。也。
字。も。大。弓。と。云。字。と。合。あ。る。と。の。あ。り。と。或。人。の。り。さ。と。あ。ん。し。

矢 十又

天照大神由宵子。乃。矢。と。負。ま。し。舊。事
と。あ。る。と。そ。始。久。し。又。高。皇。產。靈。乃。天。稚
彦。天。孫。見。弓。天。孫。矢。と。賜。く。天。孫。
あ。り。神。代。より。天。孫。矢。と。二

邦よるき一とや。今よふきて伊勢大
祚宮祚寶乃知ハ二祀也。

人代よ及く。綏徳と皇。矢部とて。矢と

他一め終ふ。日事記よ及く。一り

乞矢と他一め及ふ始とや。

鏑 十六

舊より紀と樹が及ふ。天孫降臨の所。大伴

連祖天忍日命。宵日天磐敷を夏曆よ

後威の鞘と美子に天槍弓天羽と矢と

元及八月鏑と別持。又天孫推劔を帯て天孫

乃所前よ立く先証す也。あり。乞鏑れと

下め也

鞆 十七

前より及く。あり

鞆 十八

前より及く。あり

鏑 十九

前より及く。あり。鏑則鏑乃始也。人代より及

て。綴^{スライ}結^{セイ}して皇^{ミコ}乃^ノ御^{ミコト}時^{トキ}。天^{アマ}は^ツ去^{マカ}頃^ケと云^{イハ}はれと
して。真^{マコ}齋^ノ鐵^{ヤサキ}と作^ナりしめあり。日本^{ヨメ}紀^ニよ
りしめあり。是^{コノ}人^{ヒト}代^{ヨリ}よりして。漢^{ヤサキ}

的^ニ二十

仁^ニ徳^{トク}天皇^{ミコト}皇^{ミコ}十二年^ニより。高^{カウ}麗^{ライ}皇^{ミコ}より。深^{フカ}的^{テキ}と云
はけし。法^{ホウ}人^ニとれと。村^イ海^トす。を^ニめりし
と。的^ニ長^{チヤウ}祖^ソ盾^ブ人^ニ宿^{ヤク}孫^ソ射^セ也^ニ。け^ニは^ハが^ガ兼^ニ人^ニ
を^ニめりし。日本^{ヨメ}紀^ニよ^リりしめあり。是^{コノ}我^ニ
皇^{ミコ}乃^ノ御^{ミコト}時^{トキ}也^ニ

盾^ニ二十一

天^{ヒコ}照^サ大^ニ祚^ソ乃^ノ時^{トキ}。廣^{ヒロ}狹^キ知^チ祚^ソ盾^ブと作^ナりし。也^ニ。
是^{コノ}始^{ハジメ}なり。

鎧^ニ二十二

祚^ソ代^トより。鎧^{ヨロヒ}乃^ノより。人^{ヒト}代^{ヨリ}よりして。是^{コノ}
始^{ハジメ}と云^{イハ}はれ。日本^{ヨメ}武^ブ皇^{ミコ}甲^{カウ}と云^{イハ}はれ。是^{コノ}我^ニ
日本^{ヨメ}紀^ニより。傳^{ツタ}へし。是^{コノ}あ^ハくし。世^ヨ

よりあるものあり。祚^ソ祇^ギ盡^{ジン}急^{キウ}紀^キより云^{イハ}はれ。祚^ソ功^{コウ}皇^{ミコ}盾^ブ。是^{コノ}祚^ソ也^ニ

とくし〜とくし。脚版大あ〜て。脚版此
り合アハら〜。六シカウラ。大明神。脚版此
摺スリを切キく。脚版ミワキ乃ノあきキきキあキあキて
きれけり。それよりヨロヒ種ワキダテ乃ノ脚版ワキダテは〜
まきり。

旌旗 二十二

日本紀を考カニカフる。神功皇后の三韓カンを
ちまひ〜時。旌旗セイキ目メおカニヤ耀キくとあき〜。そ
前マよりきける好〜

秋心いあ〜ハ軍陣クニチ乃ノあ〜にき〜
と用也。無仁兵乱の時。留ハタケ仁ニ義就ヨシナリのノ人ヒト同
心永ココロナガ河内カワチ多タに敵味テキミ方カタよ〜。お外ウチく
白旗シラタビを立てハ混雜コヒサツする。あよのノかりと
用也。〜及シヨケ法家ホウケのノかりと用也。のノか
らミ自ミ然シる。心永ココロナガより始ハジす。

馬幟 二十四

永録エイロク乃ノは〜ていさ〜。あ〜
や。元海ゲンキ年ネン中チュウより〜。あ〜
あ〜。

しりて今ハある一の事也

町院の年号

金鼓 二十又

目由紀と考然小。神功皇后三韓と云ら
まひ一討乃軍令也。令鼓鼓をくハ士卒と
乃不ドと云くをり。新羅又入まひ
討。鼓吹部と云して。山川悉く振ふも志
れせり。あつたはまおより。軍陳よ全鼓傳
と用ひしなりん。

軍陳よは螺貝と用ひしなりん。モチユ

さゆりや。盛衰記磁並心合戦の事。法
螺貝の事あり。

弩 二十六

善相云意見射ゆよ云。中乃戎器強弩
と云く神也と云。その用も。逐撃も種
と云く也。古樂也。せり。古はよお傳て
云。け器神功皇后。奇巧妙思とめら
て。製也。一より下也。古は大磨よ傳りあり
と云く也。古て日本乃弩也。射利なり

日志の波。中約 是始の始也。

火箭 二十七

欽明天皇十又年十二月。新羅の殺けれ
と征せしむ。時。筑紫物部莫奇委沙
奇能火前を討く。其月九日酉時。城を焚
てこれを拔と。日本紀に云く。是日
かり火矢を用は始也。

鉄炮 二十八

天文十二年癸卯のこく八月又日。大

萬石乃内務子。乃西村の小浦也。

其玉此大船一艘。漂着。船客百一人あり。其
形類なく。其船通せん。何玉の人と云く。を

とく。その中又大明乃儒生一人居り。又
峯と名づく。其時西村は司よ。藏部丞と云

るのあり。頗又字を志きり。偶又峯より
遠て筆淡して南蛮乃買客か。舟中を

志れり。因又七日。番船を奪く。赤尾本津よ
へいむ。乃司務子。乃時亮。其船中を

檢し。禪一偽名首座と云ふものとして尋
 候せしむ。賈胡乃七二人ありて。一人ハ年長
 叔舎と云。一人とハ志利志多吾と云。其に
 ニ三尺よりありある物以携へ。今此鉄炮
 也。時去て値をかぎらざれば二乃鉄炮と費
 知。又隆澤して其術を棄人日習好きり。
 其業此制法をハ小長兼川小田節と云。此
 一してこれを学しむ。け時より而て紀別根
 来ちの偽杉場と云ふものあり。其里を去らせ

びして鉄炮を求む。時竟を能く少きと
 を感し。付回監わと云ふもの故して鉄炮
 一挺を杉場よ送り。且此業乃法と火を教
 乃是と云。又時竟鉄匠教人として。
 其業乃取象と云せしめ日夜鍛錬して新
 是これを製せんといふ。其製法の願されし如
 りといふも。其産をふさぐを志す。
 其業乃又兼終乃賈胡。後子乃乃四然野
 浦日本傳。其賈胡の中一兼事一人此鉄匠

あり。時^{トキ}堯^{カウ}天^{テン}乃^ノ授^{サツ}所^{ショ}而^ニ也^ニ。收^{コウ}び。お^オ金^{キン}長^{チヤウ}衝^{チヤウ}
法^{ホウ}定^{テイ}と云^{イハ}もの^{モノ}と^トして。其^{ソノ}所^{ショ}を^ヲふ^フさ^サぐ^グ法^{ホウ}を^ヲ
習^{ナラ}り^ニ。む^ム術^{ジュツ}時^{ジキ}月^{ゲツ}を^ヲ授^{ウケ}て^テ。其^{ソノ}所^{ショ}を^ヲふ^フさ^サぐ^グ法^{ホウ}を^ヲ
習^{ナラ}る^ルを^ヲ志^シす。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
と^ト製^{セイ}せ^セり。其^{ソノ}な^ナを^ヲ臺^{ダイ}と^トし^シ飾^{カザリ}と^トし^シ。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
と^トして^{シテ}。家^ケ長^{チヤウ}乃^ノ製^{セイ}す^ル所^トを^ヲ授^{ウケ}け^ル。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
川^{カハ}城^{シヤウ}乃^ノ高^{カウ}人^{ヒト}橋^{ハシ}を^ヲ入^イら^ル。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
一^{ヒト}あ^ハる^ル。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
ゆ^ユく^クゆ^ユり。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}

東^{トウ}あ^ハる^ル。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
大^{ダイ}明^{メイ}へ^ヘ渡^{ワタ}る^ル。其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}
其^{ソノ}に^ニお^オわ^ワく^ク新^{シン}よ^ヨ敷^{シキ}挺^{テイ}此^{コノ}鉄^{テツ}炮^{ポウ}

口集

口集

筆 二十九

無印と申すの付始く文字を用ひて云。是より始て筆あるべし。

梅子より。姓氏録云。燕エニおが衛備云乃及。よく筆を伝る。十一流シウあり。これ又因て筆氏と申すあり。是何れ内付の事や。これより筆ある始るべし。

墨 三十

これも筆と申す。これより墨スミを伝る。日本紀と考らる。推古天皇十八年。二月。高麗王カウライ...

偽墨ハシロと貢とす。世人よく紙墨カミスミを伝ると云ふ。此の時より目なる墨スミを伝る。此の時より。

中世南苑興福寺乃二諦坊持佛堂乃傳トモヒ...

和して墨スミを伝る。是南都仲烟墨スミ始といふ。是より。

紙 三十一

これ色墨スミと申す。此の時より。此より。

琴 三十二

大己貴命乃ららぬひー天詔琴あり。舊
紀より述バ祢代よりすでん琴あり。

河海抄云。和琴ハ伊特送伊特冊云此
所付他出ー多とあり。吾名抄云。和

琴乃ららりハ。弓六弦と記たな〜と。
これを祢楽り用けるを。弓〜と

て後乃人こ〜と記たり〜と。又又秋
西考り。倭必楽よ又弦琴ありと記せ

る。是和琴乃ららぬひー。

箏 三十三

命婦石川魚子と云ー人。統志云。此女
唐人よあひて。箏乃ららと記〜人。字。西天
記よらげを也。河海記。是箏乃始也。

いり〜と記。琵琶ハ。キウヒチ。リキ。サウコト。ツクシ
流あり。今も〜箏乃らら。其術。故〜て。其

代ハ傳り〜。統志。箏乃始。今記。箏。此曲。是
これを哀樂よら〜と記。其。傳也。其。傳也。

又美なり。和音。待向乃吟咏あり。時を

茂子中^{ハタ}は^カヨウの^ウハカクハ
 乞^{イニシ}唐^{ハタウ}人^{ジン}の^{ツタユ}傳^{ツタユ}り^ハ不^フな^クらん^ク。然^{シカバ}道^{ミチ}大^{オホ}を
 都^{ミヤコ}者^{モノ}これ^ヲを^{キヤウ}京^{キヤウ}樂^{ガク}及^ヒ法^{ホフ}を^レレハ^ハ。僧^{イニシ}麻^マり
 して^ガ雅^ガ系^カと^スす^ハ。一^ニ次^ジ。さ^レ道^{ミチ}大^{オホ}と^レを^レ今
 の^コ替^カ志^シは^タ彈^{タン}ず^リあり^ハ。此^コを^レレハ^ハ又^ス頗^ハ雅^ガ
 ま^チり^ハ。を^レ世^セ替^カ志^シの^コ彈^{タン}ず^リあり^ハ。此^コを^レレハ^ハ又^ス頗^ハ雅^ガ
 筆^{ゴト}ハ^キ極^クく^{イニシ}僧^マ麻^マなり^ハ。其^ヨ中^{チウ}て^ハ來^キ傳^{ツタユ}不^フ志^シ
 を^レ一^ニニ^ニ十^{ジュ}年^{ネン}前^{ゼン}統^{チウ}後^ゴを^レレハ^ハ傳^{ツタユ}あり^ハ。法^{ホフ}を^レレハ^ハ
 と^号は^シ善^{ゼン}守^{シュ}ち^ニは^任じ^ス。統^{ツシ}志^シ筆^{ヒツ}と^号は^シ

後^キ々^ニ以^ヒ法^{ホフ}家^ケの^ワ律^{リツ}來^{ライ}して^ハ筆^{ヒツ}と
 法^{ホフ}を^レレハ^ハ。遺^ヰ俗^{ソク}して^ハ甚^ジ時^ジ貴^キを^レレハ^ハ。筆^{ヒツ}と
 と^以て^ハ替^カ志^シ八^{ハツ}橋^{キョウ}檢^{ケン}授^{ゲウ}り^ハ傳^{ツタユ}ハ^ハ。八^{ハツ}橋^{キョウ}檢^{ケン}授^{ゲウ}
 これ^ヲを^レ改^カめて^ハ三^{サン}法^{ホフ}の^{キョウ}曲^{キョク}と^合さ^セり^ハ
 て^ハ僧^{イニシ}大^{オホ}と^なり^ハて^ハ。以^ヒて^ハ流^{リウ}俗^{ソク}の^レ者^{モノ}好^{カウ}り
 合^{ハス}ふ^ハ。是^{コト}を^レ以^ヒて^ハ。凡^{フツ}大^{オホ}小^コ變^{ヘン}して^ハ。魔^マ受^ウ
 の^{ガク}樂^{ガク}と^名づ^ケり^ハ。此^{コト}を^レ其^ノ中^ノ來^キ於^{ケル}不^フレ^ハ志^シ統^{ツシ}
 法^{ホフ}流^{リウ}か^ハ法^{ホフ}統^{ツシ}筆^{ヒツ}と^名づ^ケり^ハ。此^{コト}を^レ其^ノ中^ノ來^キ於^{ケル}不^フレ^ハ志^シ統^{ツシ}
 と^名づ^ケり^ハ。凡^{フツ}大^{オホ}小^コ變^{ヘン}して^ハ。魔^マ受^ウ

み七十餘歳まで死に。思谷よこ〜とひく
新筑は筆此術。久〜〜とひくを
知べし。

琵琶 二十四

我^カ約^{テウ}も琵琶^{ビバ}を^{モテユ}用^ユひ奉^ルる始^メとありす。
仁^ニ明^{ミョウ}と^テ皇^{クワ}承^{セウ}和^ワ子^シ中^{チュウ}。^{カモ}初^{ハジメ}に^ノ友^{トモ}原^{ハラ}貞^{サダ}叔^{ツネ}入^ニ
唐^{タウ}して^テ琵琶^{ビバ}の^ノ秘^ヒ曲^{キョク}を^{リウ}劉^{リウ}二^ニ郎^{ニョウ}子^シ更^{ウツ}劉^{リウ}二^ニ帝^{テイ}
俗^{ダク}は^{ハル}絹^{キヌ}け^ケし^シ伴^{ツク}み^ミ二^ニ代^{ダイ}実^{ジツ}録^{ロク}貞^{ジツ}觀^{カン}九^クの^ノ
廉^{レン}武^ブ也^ヤ系^{ケイ}下^ゲり^リ及^キく^クそ^ソり^リ。是^シ琵琶^{ビバ}の^ノ秘^ヒ曲^{キョク}を^{リウ}劉^{リウ}二^ニ郎^{ニョウ}子^シ更^{ウツ}劉^{リウ}二^ニ帝^{テイ}
系^{ケイ}下^ゲり^リ及^キく^クそ^ソり^リ。是^シ琵琶^{ビバ}の^ノ秘^ヒ曲^{キョク}を^{リウ}劉^{リウ}二^ニ郎^{ニョウ}子^シ更^{ウツ}劉^{リウ}二^ニ帝^{テイ}

玉^{タマ}子^コの^ノ始^メ也^ヤ。

鏡 三十八

伊^イ特^{トク}鑑^{カン}乃^ノ時^{トキ}と^トて^テ白^{ハク}銅^{ドウ}鏡^{キョウ}あり。^記舊^{キウ}に
あり^リ也^ヤハ^ハそ^ソ来^キ由^ユ事^ジ久^クし。

椀 三十六

伊^イ特^{トク}鑑^{カン}乃^ノ時^{トキ}と^トて^テ白^{ハク}銅^{ドウ}鏡^{キョウ}あり。^記舊^{キウ}に
あり^リ也^ヤハ^ハそ^ソ来^キ由^ユ事^ジ久^クし。

七 批 雙 今俗かりと云ふの是也

伊^イ特^{トク}鑑^{カン}乃^ノ時^{トキ}と^トて^テ白^{ハク}銅^{ドウ}鏡^{キョウ}あり。^記舊^{キウ}に
あり^リ也^ヤハ^ハそ^ソ来^キ由^ユ事^ジ久^クし。

乞ヒモハトシメルヤ。

梭ヒ 三十八

天照大神ソサノヲノミコト。素戔鳴彦スサノヲ乃ハ馬ウマ引ヒ及ツ終ヲて梭ヒと
ゆハく身ミと面オモより入イるニ舊ク習シひキ記キりハ
也ナ。其コノ始ハジ久キウ。

機ハタ 三十九

稚ワカ日ヒル姫メノ乃ニ機ハタより墮ツチてモチ柄ヒとゆハく
神タと面オモより神カミ退サリりシ入イるニ稚ワカ日ヒル姫メノ乃ニ機ハタ
照イ大神モト乃ハ妹イモト也ナとシや。舊キウ習シひキ記キりハ
也ナ。其コノ始ハジ久キウ。

代チより梭チヨ作サりル乃ハ後ノチより

四針カ 績ウ麻マ

大己貴神オホニギハヤヒノカミ。大陶祇女オホタニギメノメ乃ハ後ノチより
其コノ足タラシ母ハハ系キ統トウさんトとシて績ウ麻マとシてシりハ
乃ハとシてシりハ神カミ人ヒト乃ハ短モ裳スツとシてシりハ明アカル且ニ糸イトのシま
みハくハ乃ハとシてシりハ鑄カ穴アナよりシてシりハ裁コ茅チ滓ヌとシてシりハ
とシてシりハ三ミ徳トクとシてシりハ乃ハとシてシりハ舊キウ習シひキ記キりハ
績ウ麻マとシてシりハ乃ハとシてシりハ乃ハとシてシりハ

笠カサ 四十一

天照大神ニヒヒコ紀伊忌部ニヒヒコ幸祖ニヒヒコの帆ホ負フ神カミ
とて笠カサをシはクしテあハらハるヲ舊コトよりシらシ
る也

蓑ミ 四十二

素戔ソサノヲ鳥トリ毛モウ草クサとユ結ユ束ヒてシくシ蓑ミとシて
ぬクとジ舊コトよりシらシるヲあハらハるヲ久クしク

席ハシ 四十三

素戔ソサノヲ鳥トリ毛モウ天照大神ニヒヒコ此コノ新ニヒヒコ宮ミヤ乃ニ由ヨ席ハシ亦モ下シ
みユ放ハ尿ニ多クしテあハらハるヲ舊コトよりシらシるヲ久クしク席ハシとシ

~~~~~

席ハシ薦シ 四十四

烏クツツミミ。ヒコホホ。テミノニミコトトとシてハ重カ席ハシ  
薦シとシ鋪シ設セしテあハらハるヲ舊コトよりシらシるヲ久クしク

胡床アブラ 俗コト云フ床シ机キ

天アマ若ワ目メ子コ胡床アブラはシ寝ネをシ處トとシてハ古コよりシてハ死シ  
すル也也。其コノ時トキにハ胡床アブラあり也。

假カ敷シ 四十六

~~~~~


目^ヤ中^ト武^{タケ}為^ノ未^ミ征^シ一^ト多^タク^クノ^ミコ^トト^ウシ^セイ
里^シ始^ハひ^ケれ^ル且^ニ。其^ノ造^シ日^ヒ中^ノ武^{タケ}為^ノ征^シと^テ殺^スて
火^ノと^テ流^シて^シ神^ノと^テ焼^ケる。こ^ノう^トと^テ其^ノ勢^ヲ也^カ
燭^ノと^テ去^リて^シ一^トあり^シ。其^ノ燭^ノ像^ハ也^カ賣^ル命^ヲ乃^チ
賜^ル人^ノ不^レ乃^チ囊^ヲ也^カ以^テ死^スて^シ其^ノ命^ヲ乃^チ世^ニ始^メ
庭^ハ火^ヲ并^ニ其^ノ内^ニあり^シあり。こ^ノう^トと^テ此^ノおの^ノく^ク先^ニモ
刀^ヲと^テゆ^く菓^ヲと^テ刈^リ掃^ヒ。其^ノ火^ヲ并^ニと^テ以^テ火^ヲ
と^テ并^ニ出^ス。向^テ火^ヲと^テ去^リて^シ焼^ケ退^ケけ^ル還^リ出^スく
皆^ク其^ノ由^リ也^カを^テ切^リ滅^スる^ニも^ト。び^レる^ノも^ト也^カ也^カ

且^ニ乃^チて^シき^リ今^ノの^キ重^キ者^ヲを^テ造^シ製^スあり^シ。
兼^テ文^ヲの^ミ也^カ。今^ノ世^ニ俗^ノ火^ヲ并^ニ袋^ヲと^テ号^シて^シ刀^ヲ并^ニ
付^ケる^ノの^ハけ^テ同^ク也^カを^テ号^シ。一^トあり^シ。
槽^ノ 又^ニ十一^ト
素^ク也^カ鳥^ノ号^シ槽^ノ一^ト口^ヲと^テ号^シて^シ酒^ヲと^テ煮^ス一^トむ^シと
あり^シ。舊^クも^トも^ト始^メ久^シ一^トあり^シ。
鉤^ノ 又^ニ十二^ト
炭^ノ火^ノく^ク出^ス見^ル也^カ。火^ノ酸^ヲ并^ニ命^ヲ乃^チ物^ヲと^テ一^トあり^シて
失^フる^ノも^トあり^シ。舊^クも^トも^ト始^メ久^シ一^トあり^シ。

口^ノ重^キ者^ヲ三^ト

七^ト四^ト

籠 又十二

出を為彦彦火^ホと出見^デ見^ミ乃^ノを^ヲあり^リに^ニ火^ホる^ル 廣^アと^ト化^カし^シ海^ウ又^マハ^ハ見^ミる^ルと^ト云^ク今^イ此^コ籠^{カゴ}也^{ナリ}と^トあり^リ。舊^{キウ}より^{ヨリ}是^{コノ}籠^{カゴ}の^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。

罽 又十四

火^ホ疎^ス芥^シ命^メ乃^ノ物^{モノ}を^ヲ彦^{ヒコ}彦^{ヒコ}火^ホと^ト出^デ見^ミ乃^ノを^ヲあり^リに^ニ火^ホる^ル 一^{ヒト}時^{トキ}火^ホ疎^ス芥^シ命^メ点^{セン}炎^{エン}あり^リ。故^{コト}又^マ彦^{ヒコ}彦^{ヒコ}火^ホと^ト出^デ見^ミ乃^ノを^ヲあり^リに^ニ海^ウ深^シ又^マ低^ヒ何^{ナニ}結^{ケツ}吟^{イン}あり^リ。時^{トキ}又^マ川^{カハ}原^{ハラ}あり^リて^テ罽^{カシ}あり^リて^テ困^{クム}危^イと^トあり^リ。舊^{キウ}より^{ヨリ}是^{コノ}罽^{カシ}の^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。

罽乃^{カシノ}より^{ヨリ}此^{コノ}乃^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。

幣 又十八

天^{アメ}照^ノ大^{オホ}神^{カミ}天^{アメ}志^シ玉^{タマ}神^{カミ}佐^サ方^{カタ}乃^ノ神^{カミ}と^ト率^{ヒキ}て^テ幣^{ヘイ}帛^{ヒョウ}を^ヲ流^ナす^ス。舊^{キウ}より^{ヨリ}是^{コノ}帛^{ヒョウ}の^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。

端出之繩 又十六

天^{アメ}照^ノ大^{オホ}神^{カミ}天^{アメ}磐^{イハ}戸^ト乃^ノあり^リに^ニ此^{コノ}乃^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。カ^カ林^{リン}神^{カミ}天^{アメ}照^ノ大^{オホ}神^{カミ}乃^ノあり^リに^ニ此^{コノ}乃^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。中^{ナカ}臣^シ神^{カミ}忌^{イム}神^{カミ}乃^ノあり^リに^ニ此^{コノ}乃^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。繩^{ナハ}と^トあり^リて^テ此^{コノ}乃^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。

か下りりまきそま。祢代これまの縄の
始なりん。

碾アツウス 又十七

推古天皇十八年春三月高麗王信雲徴
と貢物。以人より碾磑と化る。碾磑と造り
り。に始なりと日本記より。

水碓ミツカラウス 又十八

天智天皇九年夏。水碓と造り。造り
日本記より。

指南車シナンシャ 又十九

齊明天皇四年。沙門智踰指南車を造り。
日本記より。此の指南車は始なり。

陶器スエモノ 六十

陶器ハ祢代よりあり。大己貴命乃内茅
渟縣より大陶祇と云祢あり。舊より記より
る。茅渟縣ハ今和泉守ノ屬と。今も和
泉守ノ陶器村あり。これ大陶祇の恒く
ら。俗に行基始て陶器村と居て古ハ多ク土

和泉守

七六

器陶器を用ひし。されハ職貢令ハ管陶司
あり。管陶正ハ掌管陶器也。傳り

六十 碁 雙六

昔後大后入唐乃時。碁双六を抄集し。是
を始也。と俗説云。傳り。此は持統天皇
三年十二月。双六と禁断せしむ。是より日
本紀より見ゆ。約述ハ。碁を始久しきものなり。

屏風 六十二

天武天皇朱鳥元年。新羅使より傳り。是より

物を洞貢と。又智祥健勳ホウ。敬日色。中
よ屏風あり。日如紀より見ゆ。是より
屏風あり。を傳り。也。

竹東 六十三

味と攻れ時。竹東を來て。楯と。味子仕
ト。向り也。いみし。へ。ひ。ゆ。の。天武元年。
武田信玄。竹東。かり。や。む。味を責し。時。
其家。信。余。丹。後。と。い。ひ。し。の。始。て。い。ひ。し。
と。仕。出。せ。り。是。より。味。責。乃。要。用。と。ん。

水泉 六十日

天智天皇十年三月ケニ。莫出造中実あり泉を
飲ケニとあり。是を始なりん。

宿 六十日

新代天皇ヒツキ天雅彦乃素子オアメワカヒコ天コよりテニ降クダリ来キタリす。

柩ヒツキとヒツキらヒツキてヒツキ上ヒツキりヒツキ去ヒツキとヒツキあり。又素ヒツキもヒツキ鳥ヒツキをヒツキの

少ヒツキ河ヒツキにヒツキ板ヒツキハヒツキ心ヒツキをヒツキ載ヒツキせヒツキり。今も多武峯ヒツキ

外ヒツキ乃ヒツキ具ヒツキみヒツキすヒツキべヒツキりヒツキとヒツキあり。新代より板と

用ヒツキひヒツキくヒツキしヒツキめヒツキあり。又紫菜ヒツキよヒツキ。澳ヒツキ柳ヒツキをヒツキ

碑 六十六

我國イニラミにて碑ヒツキをヒツキ立ヒツキたヒツキるヒツキ始ヒツキ。目印ヒツキ記ヒツキはヒツキ大織冠ヒツキ横

尾ヒツキ乃ヒツキ碑ヒツキれヒツキりヒツキをヒツキ載ヒツキせヒツキり。是始也。今も多武峯ヒツキ

石ヒツキ塔ヒツキとヒツキあり。是始也。今も多武峯ヒツキ

佛幡 六十七

欽明天皇ヒツキ十三年ヒツキ。佛像幡ヒツキ蓋ヒツキとヒツキ飲ヒツキりヒツキしヒツキり

目印ヒツキ記ヒツキはヒツキりヒツキ。是始也。

蓋 六十八

是始也。今も多武峯ヒツキ

香爐 六十九

天智^{テンチ}天皇八年冬十月^{チシワウ}天智^{テンチ}天皇^{フチハラノナ}原内大臣^{ダイジ}此^イ家^ミ幸^{ユキ}一^コ多^カ命^{ミコト}金香爐^{コウカウロ}と福^{フク}を^ニ与^ユへり
日^ヒ也^ヤり^リ久^クく^ク幸^{ユキ}なり^リ。志^シろ^ロれ^レハ^ハ亦^モそ^ソあり
あり^リげ^ゲぬ^ヌや。

鞆 七十

筑後^{チクゴ}國^{クニ}用^ニ去^リ記^スす^ニ云^フ筑後^{チクゴ}國^{クニ}ハ^ニ昔^ニ也^キ鞆^{ツツミ}前^ノ也^{ナリ}と
合^ヘて^テ一^ツ命^{ミコト}と^シり^シ。ひ^ヒり^リ一^ツ命^{ミコト}と^シり^シ。は^ハあ^アる^ルも^モ此^{コノ}に^ニ後^{ノチ}く
鞆^{ツツミ}を^シ取^リり^リ。は^ハ来^キ乃^ニ人^{ヒト}智^チす^ル。亦^モ此^{コノ}鞆^{ツツミ}鞆^{ツツミ}を^シ取^リり^リ。

さ^サ家^ケを^シと^シく^ク去^リ人^{ヒト}鞆^{ツツミ}鞆^{ツツミ}を^シ取^リり^リ。と^シ云^フ。
今^{イマ}梅^{ウメ}子^コを^シ鞆^{ツツミ}鞆^{ツツミ}の^ノ号^ナハ^ハ。神^{カミ}代^{タテ}より^リす^スて^テり
あり^リ。志^シろ^ロれ^レハ^ハ亦^モそ^ソあり^リ。は^ハ来^キ乃^ニ人^{ヒト}智^チす^ル。亦^モ此^{コノ}に^ニ後^{ノチ}く
し^シり^リて^テ名^ナ付^ケと^シり^シ。亦^モ此^{コノ}に^ニ後^{ノチ}く
分^ワり^リぬ^ヌ也^{ナリ}。

武^ブ士^シ乃^ニ系^{ケイ}る^ル。此^{コノ}鞆^{ツツミ}の^ノ前^ノ鞆^{ツツミ}也^{ナリ}。テ^テガ^ガタ^タと^シて^テあ^アる^ル。
よ^ヨ切^キ鞆^{ツツミ}と^シり^シ。ハ^ハ平^{ヘイ}治^ヂ元^{ゲン}年^{ネン}十^{ジュウ}二^ニ月^{ゲツ}廿^ニ七^{シチ}日^{ニチ}。
七^{シチ}日^{ニチ}。約^{ヤク}費^ヒ門^{モン}和^ワ軍^{クン}乃^ニ付^ケ。志^シろ^ロれ^レハ^ハ亦^モそ^ソあり^リ。
田^タ改^カ家^ケ乃^ニ系^{ケイ}る^ル。此^{コノ}鞆^{ツツミ}の^ノ前^ノ鞆^{ツツミ}也^{ナリ}。

大神の勅よはせ。おと照大神の御神
神とあがめをり。伐々天皇と即同殿よ
まーくけけよ。人々十代系神を皇の
命を附せり。大和を磯珠よ神叢をきて。
去りく斎もりまひぬ。又内裏よ神鏡
神鏡の御神とくくしてくくわの御内
所宝鏡とくくを御ハ色也。草薙鏡を名
と天叢雲鏡と云。日本武尊よ赤心まひ

一時的にありて草薙鏡と名取改め
今ハ熱田大明神の御神とあがめを
鏡。又神鏡と内作本とくくもれよハ村
とて皇天徳は九月内裡をよん。平賀
うつきては。根おしり傳り。即寶相も。
この巻とあり。神鏡ハ温明殿よあり
け時多焼焚せり。神鏡ハ温明殿よあり
し。か自能出く南殿の御神とくくあり
し。と内作神よけを。乞しり始て内
作あり。

天照大神の御時を以てに八尺瓊曲玉を
乞玉れり。のりや。

金 七十三

續日本記。文武天皇大寶元年二月對馬

島より金を貢納。是より大寶元年と改元

あり。乃ち之を以て。神武天皇代御あり

金を人より献るるや。此の地より八咫鏡とあり。是

際奥より黄金も。此の地より文武の御時より

又續日本記云。聖武

天皇二十一年二月丁巳陸奥より始て

黄金を貢納。乃ち之を以て。陸奥七道法皇

と號して。之を以て。天智天皇とあり。是より

天智天皇御あり。黄金を貢納。乃ち之を以て。天智天皇

と號して。天智天皇御あり。天智天皇御あり。天智天皇御あり。

又月十二日。越中より。天智天皇御あり。天智天皇御あり。

家持。陸奥より。天智天皇御あり。天智天皇御あり。

ろぎ。此代より。天智天皇御あり。天智天皇御あり。

山よ。こり。天智天皇御あり。天智天皇御あり。

始て金と出せし也。玉百枚。玉致福これと
帝と持せしけり。

銀七十口

日切記し。天武天皇二年三月七日。射子
司忍海造大玉言。銀始て玉玉をかきりしと
て。射貢上と。これよりして大玉より小錦下の
位と授けし。元銀の儀玉ありしハ。初てけ
し。射子。元銀。くは。法。作。紙。よ。ま。く。進。亦。小。錦
の。と。乃。大。丈。ホ。一。賜。し。

梅すか。物形。形。戴。射。貢。銀。記。あり。記
ふ。と。梅。子。を。得。し。記。せ。り。し。を。け。し。と。し
る。し。略。記。

銅七十口

後日。記。し。元。明天。皇。和。同。元。年。正。月。廿。日
乙巳。武。鏡。造。秩。父。那。り。和。同。を。放。る。日。廿。日
也。今。梅。子。の。序。時。法。皇。の。時。と。い。ふ。白。羽。後。あり。天
照。大。神。乃。時。石。鏡。姥。命。天。香。山。の。御。子。と。い。ふ。
際。と。鑄。し。し。る。あ。ま。は。記。を。始。久。し。

錢七十六

日中紀の云持流天皇八年去三月二日直廣
チヨウクスス
 大宅の右麻呂勅大式臺忌寸八嶋莫書
エホヤカンアソシマロキシダイニウチナクイムキヤシマキフミノ
 連中莫ふといく。持流司又あすといり。是
ムスモトサ子ラニエゼンジ
 日中より後と持りり。此。史子もくを所始
セシイコクシ
 也。後日中紀の文武天皇三年十二月庚子。
シヨクニツホシキモムテシラ
 始持流司と云侍直大持中原朝臣之莫磨
シテエゼンジフカチヨウダイレナカハラノイミマロ
 と云く。官とすといり。是文武帝の時付に改て
モムテイモムテイ
 持流文武の時付に始り。又いらく。元明天皇
シテエゼンジ
 元年二月甲戌始て持流司と云る。日中
キハヘスチカイエゼンジ

七月丙辰。近江。必よ令して。持流と持せ
ヒクダツアフミノクニミヨヤリトシセシ
 られ。八月己巳。始て持流と持せ。
ツキトシニトシセシ
 今持せり。此。これより前後といき。め
アシ
 あり。と。皆莫ふより。持り。持と司
イコクシ
 せ。まひ。か。ん。和。和。え。ひ。ひ。中。中
アガ子
 しく。日。中。女。和。出。来。是。不。和。和。持。八。日。中
アガ子
 の。和。と。い。き。め。あ。ひ。な。ん。持。過。ハ。お
エカ
 気。持。と。日。中。此。持。始。と。云。へ。和。和。用
アコト
 珍。の。持。今。世。よ。和。持。是。り。是。より。歴。代
チンゼニ
シキダイ

也。かくてハ後乃決ひしやうもよ〜
九十六又とゆ〜百又〜。九百六十又と一
費又と定まり。上杉憲政ハ天文
の比の人

銀錢 七十六

日本紀云。元武天皇二年。痛一斛と銀錢一又
二代とあり。比時すでに銀錢と用む〜
らん。日本紀云。文武天皇十二年。四月。銀錢と用む〜
と用むとあり。又その後銀錢と用む〜
あり。是ハ持統天皇の前ハ。漢月抄紀云。和銅元年
八月壬寅始て銀錢と行とあり。是のまなく

銀錢と用ひ〜始り也。

紙錢 七十八

後醍醐天皇重祚〜あひて後。大内裏修
給べ〜とて。我 妙よハ未用む〜紙錢と
仍りか〜。大平記亦十二をよ〜
是紙錢と用〜始也。もの分紙錢也。

附 鉛粉 七十九

持統天皇六年。少門觀成が鉛粉と他方
とありて。鉛十二匹。綿三十屯。布八十疋。

文教門 第十一

文學 九三 五經 九四

唱和 九七 花宴 九八

勅撰書 三十 片假名 九一

倭字 九四 倭歌 九二

○孔廟 九八 ○印板 九九

學校 九八 詩賦 九六

天子始讀書用孝經 九九

假名 九二 伊呂波 九三

連歌 九六 程朱學傳 七

大和事始卷之四目錄終

大和事始卷之四

飲食門 第九

飯 一

本花用耶非停後田繼と用て飯及他多す
舊事紀よんしとり。是飯と炊乃始かん。

鹽 二

神代卷纂疏よ云。塩と書氣ハ初て塩氣化
乃神。海と煮てこれと決らまなり。此神ハ
伊弉諾乃子也。

酒三

舊事記と掲す所よ。素支鳥号。脚摩乳と
 磨乳とて。八醞八甕の酒は釀さしむ
 とあるは。是酒は始也。又木花罪那始。田稻
 とのく。天甜酒と酒味のつとありあり。
 人代りぬく。神功皇后三韓退治ましく
 て。ゆりどしせまひ。登田皇子とて。角康
 の氣比大祓とお乳一にゆきあまひ。そ
 るちり酒飲かきて。結結いしるる

子ゆりあひて。これとすくめて歌とよ
 みまふ。武内大臣皇子乃あま。谷秋しり
 庵りけと酒樂の奇と云。古しり記よんし
 たり。又慈祓と色の中。百飲玉より酒を
 釀とよみ成る人。若ハ化表。赤の名ハ。赤後
 子。大西酒をかきして。天皇よ飲る。古しり記よ
 るしり。是より酒乃製法精しく。及
 於かへし。今ハ世界世界中。日本乃酒及
 ちりしるるや

飯

神武天皇の御時。能取佐の目今を始りん。

虎永 又

仁徳天皇六十二年又月。額田大中。廣

子。國勢と云ふ。國勢ハ。揚は。武庫郡。獵。ハ。カ

多ひて。ふよどり。中。と。んやり。多ひ。ハ。ハ。

廣。高。と。ゆる。き。や。か。か。不。あり。人。と。を。

して。足。せ。ま。い。ぬ。空。あり。と。り。も。何。の。の。と。

此。あり。り。よ。ゆる。人。と。あり。て。何。せ。ま。い。よ。少。

室。か。り。と。り。皇。子。その。少。と。バ。ワ。ウ。ヤ。リ。に。

て。納。む。る。ぞ。と。何。せ。ま。い。春。て。り。さ。く。土。と。

丈。解。あり。て。ま。と。あ。り。第。萱。さ。と。と。何。の。の。

一。ま。さ。と。少。と。納。む。い。い。う。や。り。か。か。大。早。小。

と。と。け。む。と。を。と。な。て。契。月。よ。用。何。と。何。ん。

そ。何。の。の。け。少。と。仁。徳。帝。よ。ま。い。せ。ま。い。

け。と。ん。志。膚。感。あり。り。り。り。り。目。か。り。

り。せ。ま。り。色。目。か。め。く。氷。と。な。何。始。かり。そ。

後。より。季。冬。と。ふ。ら。れ。と。納。て。あ。く。あ。

氷室とわたりてゆりりたり。目如紀よ

茶六

海人藻茂とりの去り。新ハと古より我の
 あり。撰茶名舎として内裡よおのく移り。
 云事後会みして。新ハガミソウジツニウタウ
 て茶乃移氏後と進。相尾明道と人それ
 と取たりとて。茶西もつとる茶とたし
 る。のち傳紀と古よりとけり。代り去りて
 未及ゆす。興義抄よそのうも内裡よて大政
 後備せさせ給りよ。ひきちやとて

能備よ茶とありありとて。後よの海人藻茂
 ありとて。とてありとて。これよと古よりとて
 明道天皇付ふ茶とめとて。子兒おみ。あ
 りといふ。ハ。新ハと古よりとて。これよ
 也。弘仁六年四月。天皇近の御滋賀韓
 高。奉。ま。時。茶後ち乃大僧都永忠
 手。茶と焚してなり
 る。目如後記も及し。なり。目如に茶後入
 ぬけり奉ハ。茶湯記。靈岩寺大喪。建仁寺乃
 刑山子光國作。相尾の明道と人同記と

入唐一。何付。小何。約。し。け。る。が。茶。此。後。氏。持。
 茶。多。り。執。前。心。背。振。ふ。み。これ。と。う。め。思。と。茶。
 と。号。も。上。人。これ。と。梅。尾。より。川。一。又。字。信。
 又。梅。す。と。あり。多。龍。同。穴。集。と。云。去。よ。め。魚。上。人。茶。実。
 是。日。か。り。茶。紙。う。ゆ。り。此。始。あり。て。是。より
 不。く。に。抄。り。ま。り。せ。り。な。り。仁。和。寺。龍。眼。茶。
 室。般。若。寺。神。尾。大。和。の。室。生。伊。賀。の。八。多。伊。
 勢。乃。河。最。後。河。の。清。光。武。義。乃。河。新。茶。本。と。
 信。元。字。信。梅。尾。よ。は。は。く。き。て。そ。の。茶。紙。始。り。

茶。と。同。さ。ぬ。一。茶。と。訓。せ。る。を。賤。と。見。す。の
 功。而。は。也。惟。宗。孝。言。乃。付。の。人。茶。漬。と。傳。り。て
 そ。能。と。茶。と。り。い。と。も。蜀。山。此。産。す。海。西。と。あ
 る。は。是。も。好。こ。し。り。ま。り。茶。紙。稱。せ。れ
 茶。紙。文。粹。茶。上。信。心。茶。一。整。と。大。和。軍
 實。約。子。款。里。茶。漬。と。茶。り。出。紙。梅。し。り。東。
 鑑。り。及。し。き。り。其。言。と。典。茶。養。生。記。と。信。心。八。目
 茶。よ。初。て。茶。紙。う。へ。一。人。な。れ。ば。こ。の。茶。を
 目。本。乃。茶。紙。稱。せ。る。も。や。宋。人。乃。信。よ。幸。得。

梅山信初嘗目茶奈と化りしは梅尾の
 茶もろ名中華と称せしは色しき時より
 梅山ハ梅尾と云ふ。梅と梅今此世より。も
 とは別一字なりあり也。今此世より。も
 上五侯より下流民よ改りまで目くし時と
 して茶と用さるるなくありよし。茶
 又茶の字とく。茶
 ともかかりぬしに化しておけさる
 の尾ハ此世のあらは。

今日ハ此風俗よく。婚姻乃約成むとふ時。
 聘相とおふは。茶と別りしあり。は礼の
 色乃時よりおさるし。や。其始と志
 らん。げしき。て。色もさるし。や。
 明陳晦伯がけくま。天中記とりぬ。去
 久。凡。茶。茶。必。下。子。後。植。則。不。復。生。故。聘
 必。以。茶。為。礼。義。固。也。示。也。と。さ。り。
 饅頭七
 ひー建仁寺乃才二世。法山禪師。入元と。

和事女巻四

七

付子林和徳が末裔林澤園と云ふもの訪山
乃才子と云ふ人中華にてよく饅頭と
製せり。曆意の年号四年訪山と云ふ。この時
林澤園とおぼして来り。海軍氏を改く陸軍
と云。始南於よりしてこれを傳り。これを奈ら
饅頭と云。是目かしく饅頭の始也。海軍
始

烟草ハ

長十年の頃あり。始て目かきり海軍。その
ら法人これを賣飲と。たごころわわわわ

の。漳列府志。漢類記。漢類記。漢類記。漢類記。
本草綱目。吳興沈後。才九と云。烟草一名を想
思草。古ハ人これを食す。則時々思想く
敵りあり。味辛氣温。て毒あり。
寒濕痺を治す。胸中乃痞膈痰塞を治す。
経路乃結滯を解く。人の腸胃筋脈を
通暢す。あると喜。灰を烟氣口に入れて直に
胃脈を循て作り。よりあはれ。と。四肢百骸
印し。あはれ。その功也。あり。一月ハ理也

ハとくこれとて破しむ。蓋火氣蒸
 して表裡皆徹と。酒は飲がぬ。二
 ぬハ破ハとく。とて破しむ。蓋酒は
 氣と吸て氣を寛し。疼は下と付ハ
 破りぬ。二ハ乳まはとく。とて飽し
 む。四ハ飽ハとく。とて餓しむ。蓋
 氣腹よりこれと食ハ充飽とて氣盛に
 して飽がぬ。飽てはよられと食べ則
 飲食快飽とて消し易し。人逆よと

とく酒ハ代蒸り代と。終日と食て
 厭と。地色大ハ宗氣一呼り脈はゆ三
 す。一ハ脈はゆ三す。量は一ハ二ハ
 百息也。又十度身と周て脈は八百一十也。
 此自然ハ氣度也。臟腑経絡皆氣と胃よ
 うく稠胃中に入て頃刻ありて身に
 厚し。常度なると。て疾乃疾
 あり。とくとく氣道は小。通神候り
 快し。終りと。とくとく。とく

きくは。一勝ハ則一ハ負人の元氣かんをい
 邪火ハ冷日蒸灼とあよ増べくんや。必真
 氣目くよ喜へ。陰血目よ個勝り天と
 換と。人もとさうさうあも。元内瘡外痺
 と痛もの。そ用通りカとりて。寒温瘡瘡
 を駆除て。又はあり。も。陰瘡一と
 火あももの。もと食へハ爛とせんがわし。
 毛と戒よ。洞洽う死びくたわし。と痛と
 ちの危し。今俗は飲食のうらにこそと

酒茶煙草此三飲ハ火とれく妙とな
 く。智あるとれあうかあも。わきてとれ
 と賞は。さよハ酒ハ毒ありといととを
 く飲時ハ人ハ益あるより醫士ハ見たり。
 ちとに毒人ハもさよととて危りだ。薬と
 酒を調し。煩燥を去ハ能あり。そと煙草
 ちと益れく害多きよりとれよととを
 とのれし。俗衆奴婢のさよと呪ハ害
 にさうだ。士君子さる人ハ害ハ俗衆

きつひ。身ミは害ガイあはれものところのキヤク賞と
あつハ。甚シむがゆあへ〜。えわえの六月
廿八日。お軍イクサ家ケより下シ下カ日ヒ命メイを下クダして
烟草タバコと吸スふ戒ケイ禁キンどまひ〜ハ。控コトある所
おきてかり〜。今イマを禁キン乃ノ弛ユルげられ〜をな
げ〜られ。

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

人事門 第十

耕植 九 附 養蠶

耕カウ植レヨク 九 附コガヒ 養蠶コガヒ
律リツ代ダイ考コウよ云クニ。保食ホシキ律リツ死シ〜してイヌキ項キョウり牛馬ウシウマ化カ
為レり。顛ヒタシ乃ノとよ粟アハナ生ナリ。眉マユ乃ノとよ蠶カイカカれ里リ。眼メ
乃ノ中ナカり稗ヒエあアり。腹ハラの中ナカに宿イデカカれ里リ。陰ホド
小コ麦アキ及マ大豆アヅキ小コ豆アヅキカカれ里リ。天アメ熊クマ人ヒトととく〜
粘ネリ去サツてモてシらシた。時トキ々ト天照アマテラス大神オホカミと終ハヒらん
て日ヒこのおハ則スレ沢アヲ見ヒトガサクワツ食クワツてり〜
也ナと寫シひて。お粟アハ稗ヒエ麦アキ豆アヅキと〜
陸田ハタツ終モ子コ

〜。稻と〜。水田狩子と〜。又因て天邑
キミ 杉色に即そ編狩成の〜。如天狭田及名
は梅の。そ杖の套類八梅よまろひて甚快。
又曰たらに蠶とろんですれりら氣と地
ゆとゆ〜。これより初て去蠶乃るあり。

漁十 附

大己貴命代子事代主神。イッモクニニホ
の碕あり。釣魚格と〜。樂とすと舊
ゆ紀も〜。是獵漁乃始か〜。又火酢

芥命海幸あり。海も入〜。魚は洗る。炭火〜
出見る。幸あり。ふも入て獸を獵とあり。是皆漁
獵の事也。

鷹狩十一

仁徳天皇四十二年九月。依網乃屯倉此所海
を鷹とまら。百洲乃王子酒君和長も百舌
の鳴り。すまゆ〜。新成ぬ。是鷹狩の
始なり。月日記

誓十二

天照大神。素戔嗚尊と誓約しあひあり。日中乞食の始なり。

起信 十三

古今著聞集よ云。賀福阿闍梨と云ふ人。何より乞食もせん。慈恵信正氏聖約肉食の人を好み。不実利はとりまじり。たゞ信正にていさぶらひて起信文とて三塔は披露せしむり。こと約よ云。若僧令破戒無慙く信正持天衣座主者。恐貽疑

於先賢方被狼藉於後輩者。歎因茲今社三寶披露けり。持信の久しきことと付ける

むらひとそらひありき。けれとぞ。起信乃かゝり是也。薩戒記云。大師勸信の起信と云。只山中法佛薩

俗よこの慈恵信正の起信と云。起信乃二字。今時の起信と云。又云。心

持も遠きなり。又中朝文粹十二及前中云。乃山亭の起信とて文一篇あり。是也。

宿祢終去一してりきかひ。武内統崇ありて
 三韓をわくく謀殺せんといふ。天皇乞とて
 念多し。使とて武内宿禰と殺さしむ。統
 崇よき波直去根子と云ふもの。武内命に代
 えて死む。武内宿禰ハゆそくはゆりて科あり
 すとりにけさバ。天皇きとて。新祢よ
 徳て。武内宿禰と。耳美内宿禰とて。賜探志
 め。も実吾と決し。多し。武内宿禰終は傷て。中
 乃こしく。官職よ復せり。け奉日本紀よんんを

己。乞湯起後乃始也。

祈禱 十八

天照大神。天窓よりせむし。まける時。
 天志玉命。天見玉命。たみ。そ祈禱と後
 多し。舊多し。乞祈禱乃始かゆ。

後除 十六

伊弉諾。伊弉册。小戸。梶原。後除し。多し
 多し。祈代。乞後除乃始也。

高 十七

火酢芥命ホスツリノミコト海幸あり。炭火ヒコホく出デん号ミノミコト山幸ホノサキあり。試コトミ日幸サヂカ易カ一ヒトあり。神代カウ乞カウ交カウ賜ミ乃ノ倭ヤマトかれハ高買ヒタヤ乃ノ道ミチこれより起コトゆ。

十ト八ハチ徼カサフキ優イミ今イマ去キ紀キ也ヤ

天照大神アマノイハヤ天窓アマノマドぬこよりまひ一ヒト時トキ天細アマノホソ命ミコト

能ヤマト後ノチ一ヒトあり。舊イロコ多タ是コト能ヤマト後ノチ乃ノ始ハジメ也ヤ。

又マタ火酢ホノスツリ芥命カイノミコト獲トク鼻ハナと名ナ額カシラとト以モトてテ受ウケぬり。

炭火ヒコホく出デん号ミノミコトよりびて。能ヤマト後ノチの民タミとトかゆ

りあり。舊イロコ多タ

組織 十九

天照大神アマノイハヤ乃ノ時トキ始ハジメく衣ユカ釵カシ此コト乃ノ時トキ則スレバ織オリ

乃ノ業ノトと起コト一ヒトあり。舊イロコ多タ紀キ

能ヤマト神カミ天皇アメノミコ乃ノ時トキ女工メノコウ此コト能ヤマト後ノチ一ヒトあり。

と受ウケぬり。十四年シヨウシヨウネン百餘ヒャクジョウより後ノチ衣ユカ工コウ女メ

衣ユカ毛モ付ツキと云イハふものモノをメ。二十七ニジュウシチ乃ノ衣ユカ工コウ女メ

と異コトなす。後ノチ工コウ女メ衣ユカ求モトメぬり。比ヒ時トキ見ミ後ノチ

才サイ媛ヒメ吳織ニハトリ穴織アナオリ乃ノ日人ヒトとまひス。目メ中ナカ乞カウ

より始ハジメく織オリ能ヤマト後ノチ裁縫サイホウ乃ノ能ヤマト後ノチ精シメくナレ。

辰儀て殉をやめよとあり。是と云くは、
 日中と代り殉死をせらるるか。日二十二年
 秋七月、皇太后崩。命薨せし時、地を宿
 孫出雲國乃土部一百人と喚上。値とせし人、及
 終く此おろ敷と化し、生るる人、易て陵墓
 よきり。日中紀〇をとり殉死、近世主君乃自
 殺して死な殉ふ。俗これを追服と云。後光嚴
 院文和元年二月、細川頼春戦死せし。其家
 臣自殺して死な殉ふものあり。是も始也。

世ハ東照徳君乃御子武田信玄公。在八年、逝去。其時、
 其家臣小笠原康元忠重と云者、殉死を其墓系部、其
 等あり。是も始也。是は、ははは、いんあして止。其
 文二年、又月、將軍家より命を下して、天下に殉死を禁せ
 られ、諫はにぬかすや。

就鞠 二十三

明徳天皇乃御時、まきか。拾遺記云、
 又、今、其、集、云、就鞠乃、
 真ハ、前、乃、壯觀也。文武天皇大寶九年、
 けり、と始り。

りは天用ヨウメイのち皇乃御時ミトキ始ハジメりと云を以て
 是とすべし。いりんとすれハ。日中ニツホシ紀キり皇
 極天皇キョクテンノウ此コノ時トキ中大兄ナカオノ中長孫ナカノナ子コを以てヲ皇
 乃ミ樹ツキ樹キの下ノ下ノて。并ツツ種シラより名ナをねこれと
 以て名ナを置シバ。文武天皇より前マヘすてよけり何
 處トコロに也。

文教門 第十一

文學 二十三

應神天皇オウジン十ト五ノ己ノ甲辰ケイチン乃ノ一ト秋八月六日。百餘ヒャクジョ
 王オウ阿直岐アチキを奉ツカへて良馬ラウバ二匹ニヒキを賜タマへり。阿直岐亦アチキモ
 く經典ケイデンをよめり。流タよ太子タイシ菟ウ道ダウ雅ヤ節セツ子コと
 名ナ取ト作サシとて教ツケを授ウケけり。こころにおめりて天
 皇阿直岐アチキを向ムカてのたまはく。百餘ヒャクジョをよめば
 事コト成ナリる博士ハクシありや。對コタてり。皇ミコ仁ニと
 りしものあり。されどこれより。天皇テンノウそのよ

枕懐風藻序

和事如卷四

中朝文粹善相公を冠射事と云伏して古記
 とするも朝家の大学と云は事。大寶の
 始に大寶の文武今梅すはる。大寶より
 統天の所付。大学寮の名。日本記より
 是を大寶の中より始れり。ハあり。ざり。や
 日本後記より。孝謙天皇天平寶字元年大
 学寮田二十町とれり。尚。その後。出使積
 て。養。依るに。是。ざり。け。色。植。武。と。皇

延和十三年冬十月。裁前。水田。一百二町
 と加へ。とて。百九餘町と勸学田と
 て。大学寮の費。よ。依。せ。と。と。思。は。し。
 己。げ。も。い。め。ハ。我。約。め。聖。学。書。外
 行。も。大。学。寮。の。法。氏。乃。子。弟。と。入。り。
 歴史と学。び。め。と。れ。乃。も。か。し。ん。は。
 小。子。も。学。校。あり。学。校。田。あり。て。志。ある。の。の
 学校。り。へ。て。も。の。ま。し。び。す。又。源。氏。乃。学
 而。と。興。学。院。始。て。と。

すでよ侍あり也。帝王乃侍氏化りあり
一ハ。文武天皇御成て始と云。西華志
人祝

唱和 廿七

天保首と。友原大政。在若地川。韻と和す侍
侍あり。我の此和歌。それを始とすへ。且
え白洲和乃。あまの色バ。体も奇なりと云へ

花宴 十八

花宴十八
弘仁三年二月辛酉。祇園苑よ
花樹と見ゆひ。文人よ命して

侍氏化り。心。綿と賜あり。花宴の
花。よ女始也。目也
はら

乞ハ。美物乃。及。并。よ。准。文人よ。侍氏化
せ。めて。そ。人。を。儀。と。始。と。す。へ。と。云。へ

後。朱雀院。長久二年。乃。侍。まで。花。げ。り。何
里。也。そ。は。始。と。云。へ

天子始讀書用存經 九九

清和天皇。貞觀二年二月十日。後。又。位。上。行。大
學博士。志。目。朝。臣。雄。健。考。授。と。云。へ。天。皇

と授^{カク}もれ。三代^{ミヤ}乞^ニより後^{ノチ}天子^{ミコ}此^{コノ}時^{トキ}後^{ノチ}出^デ始^メ也^{ナリ}
くハ考^{カウ}極^{キョク}と用^{ヨウ}あり。

勅^{ミコトノリ}撰^{セン}書^{ショ} 三十

元^{ゲン}正^{テイ}天皇^{テンノウ}皇^{ミコ}武^ブ志^シの^ノ中^{ナカ}に。三^{ホシ}品^ヤ舍^ド人^ニ親^ミ王^ヲ。後^{ノチ}日^ヒ位^イ
下^ゲ太^フ物^ツ長^{ナガ}安^{ヤス}磨^{ハロ}あ^ハ人^{ヒト}よ^ヨ勅^{ミコトノリ}して。日^ヒ也^ヤ記^キを撰^{セン}
び。日^ヒ也^ヤ年^{ネン}又^{マタ}月^{ゲツ}女^メ一^{イツ}日^{イツ}奏^{ソウ}後^{ノチ}せり。日^ヒ也^ヤに
て勅^{ミコトノリ}してと撰^{セン}ば。あ^ハら^ハ終^{マツ}る。乞^ニと撰^{セン}
とん。法^{ホウ}神^シ記^キ

假^カ名^ナ 三十一

昔^キ後^{ノチ}もれと傳^{ツク}まり。又^{マタ}これと大^ヤ和^ワ假^カ名^ナと
乞^ニものハ。昔^キ後^{ノチ}と此^{コノ}也^{ナリ}して。大^ヤ和^ワ假^カ名^ナ起^キるを
ゆ^ユ也^{ナリ}。西^{セイ}峯^{ホウ}毛^モ
人^{ヒト}説^{セツ}

假^カ名^ナ 三十二

假^カ名^ナの起^キる神^シ武^ブ志^シ皇^{ミコ}后^{ノチ}の^ノ也^{ナリ}。又^{マタ}乞^ニものハ。昔^キ後^{ノチ}と此^{コノ}也^{ナリ}して。大^ヤ和^ワ假^カ名^ナ起^キるを
ゆ^ユ也^{ナリ}。西^{セイ}峯^{ホウ}毛^モ
人^{ヒト}説^{セツ}

以前乃假名ハ。日本紀新纂集乃高きり。
厚くゆく也。日本紀也。高紙假てり。
新纂集ハ書と義と辨とゆくりり。

伊呂波 三十二

簾中抄よ云。四十七字。ハ歌詞也。獲命定海
化之。いろはにほへと。ちりりぬるを。命はわが
よたれず。つねならび。うのたぐやま。けふ
こにて。あさきゆめみし。ふひもせず。元海化
命定海同時
乃人を作り

好言紫どゆハ。中華乃書ハ。云使會
教教字海。海峯心流。日本風土記也。日本
乃いろは字と載。此是尤も字正一
ど。是子似く此ハ。日本風土記漢
字とハ。偽歌乃。奇也と云へ。
偽字 三十四
新日本紀よ云。漢字乃傳來ハ。天官の
所付也。和字ハ。記代ハ。ありと云。龜
ト此。新代より。文字なくしてハ

かんそととかんべさや。伊呂波ハ弘法大
 作化^ニト^ラト^ハ云^イ信^ヒを^シり。そ^ハい^ハび^ハり^トり
 作^テ来^リの^ワ字^トい^ハる^ハに^化な^レれ^ル一^ト也^ナ。
 揚^アす^ハゆ^ニ作^ビ代^イれ^ル文^モ字^ジあり^トり。ち^ハら
 又^ハい^ハる^ハい^ハど^リい^ハぶ^ト。ト^ラ部^バ家^ケれ^ル云^ニ。作^ビ
 代^ノ文^モ字^ジ一^トあ^ハり^ト子^ニ百^ニ七^ニ十九^ニ字^{アリ}あり^ト
 名^シを^シり。又^ハ信^ヒ替^フの^キ也^ナ。目^ニ本^ニ紀^リり^テ
 武^ム天^テ皇^ニ十^ニ一^ニ月^ニ境^ニ部^ニ連^ニ名^ニ横^ニホ^リ命^メ
 小^ハ天^ハ筆^メて^ル新^ニ字^ジ一^ト部^ニ四^ニ十^ニ日^ニ考^テ成^テ造^ル

し^ハび^トあり^ト。け^ハ時^ニ化^ルり^ト過^リ一^ト和^ク字^ニ命^メれ^ル
 此^ノもの^{アリ}。磨^ハ相^サ島^シ風^フ社^ニ杜^ニ乃^ル此^レ也^ナと^云
 人^{アリ}。さ^ハ色^ニを^シん^ト。是^レ和^ク字^トを^造
 ま^シ一^ト始^メる^ヤ。換^フ新^ニ義^ニ同^ニ巫^ニ祝^ニの^トも^シり^ト
 そ^ノ家^ニは^秘して^上と^名れ^ル和^ク字^トと^稱す^ト。符^マ
 ち^リよ^ハかく^ハれ^ル字^ト也^ナ。是^レ漢^ニ字^トとい^ハれ^ル也^ナ
 かり^ト。道^ニ生^ニ八^ニ牋^ニ不^ニ求^ニ人^ニ等^ニの^セを^向符^フ
 章^ニ此^レ偽^ニ字^トと^顯同^ト。是^レも^ハい^ハく^ハも^ハ偽^ト
 より^来る^ル字^トか^ハり^トと^名り^トて^上名^メる^ト

月日武考東化一の。蝦夷すてり年
 らぎ。目多足玉よりゆり多し。考陸と種て
 甲斐玉より。酒折文よ居る。時よ奉燭
 してを食せられた。この和歌紙しく作るよ
 回て目ほひぐりけくご紙すさていくより
 孫つる。後作る。答紙のあごも紙。付小素燭
 老きて。少飲乃未。後と飲て目。かあて
 ようか。のよひ。のよひ。即素燭人
 の。聡。を。は。あ。ひ。て。あ。つ。く。う。ご。も。う。人。

目本紀の云。芝連歌乃聖飭也
ラホシキ

程朱学傳 三十七

古ハ魯倫又経の。漢唐此。経疏と。用也。吾
 母。先。主。乃。付。獨。清。軒。健。豊。玄。也。法。作。始。て。程。朱
 の。義。を。昭。明。兼。良。云。の。尺。素。是。程。朱。乃。学。目。本。紀
 修。り。ら。じ。め。か。り。

○孔廟 三十八

我國より孔廟と後。多し。天智天皇学
 校と立。修。り。し。け。り。

ありへる國毎々孔廟ありて。二件ハ教員
 ありてありあり。白河院の時依
 玉乃孔廟頽破。藤原敦基これと修
 復せしむ。奏状とあり。去りては帝
 佛法の修依。孔廟修復の沙汰
 あり。是時より聖學まはしく衰へ
 たり。極戦の
 肉と争ひ。父子兄弟争ひ及べり。履
 乃の聖學とあり。されば帝

の孔廟ハ慈仁の前。中て。教員も
 あり。慈仁乃大乱の故。終に
 あり。永正年中。孔廟
 あり。二水記あり。今ハ
 あり。近世の化。文の道
 あり。寛永十年。校學士が
 あり。近世

九〇印板

目の中ありて書籍と板と刻むり。其始成志
と。元久三年。土師門院山門申状。法然坊
西造選擇集者。謗法書也。天下不可止置之。
在く所持。并其印板大講堂取上為報三
世佛恩。可燒失之。由奏用仕候早とあり。乞
とゆく。乃進ハ。付己ニ選擇集を板抄せ
也。志くれハ。虫籍と板抄す。侍り。於そあふ
させよりありけるなり。又後徳因作の
子妙范。國方乃祖也。後徳多々佛書作集

本と板と刻むり。多くハ妙范が跋あり。又
原抄が板抄せ。佛書あり。其後兵火り
かりて。彼板を多く焼く。其原抄不傳と
なり。原抄が板抄せ。ハ。原抄が跋あり。又義
原乃原抄あり。と板あり。けちハ。原抄あり
て。原抄と用。此。周防此山口あり。び
より板あり。此門乃香換あり。三重額の板あり。
其亦角舎与市。不奈此信。史記及信乃中と
開板せ。む。此信中と云。是地。杜子義子家

